

総企1-34
令和3年5月11日

東京国税局間税会連合会

会長 片岡 直公 殿

東京国税局 総務部
企画課長 佐藤 寿一

内部事務のセンター化の実施について

税務行政につきましては、日頃から御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国税庁では、経済社会の国際化・ＩＣＴ化など、税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中、引き続き、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現」するという国税庁の使命を果たすべく、平成29年6月に「税務行政の将来像」を公表し、その実現に向けた業務改革（ＢＰＲ）に取り組んでいるところです。

こうした中で、東京国税局では、内部事務の効率化・高度化を図るとともに、納税者利便の向上や外部事務（調査・徴収事務）の充実・高度化を目指し、平成29年10月から、「税務署事務処理センター」を設置して複数の税務署（対象署）の内部事務を集約処理する「内部事務のセンター化」の試行に取り組んでおります。

令和3年7月からは、「税務署事務処理センター」を「東京国税局業務センター」（仮称）に改称し、国税局の組織とするなど組織の体制を変更した上で、一部の税務署を対象とした「内部事務のセンター化」を実施することとしております。

つきましては、「内部事務のセンター化」の実施及びこれに伴う申告書や申請書・届出書等の提出先の変更につきまして、貴連合会の会員の皆様に対し、別添「内部事務のセンター化の実施について」により、御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、所轄税務署から各単位会へ、同趣旨のお願いをさせていただきますので、各単位会には、その旨併せて周知していただくよう、宜しくお願い申し上げます。

引き続き、税務行政に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

内部事務のセンター化の実施について

内部事務のセンター化の概要

東京国税局では、内部事務の効率化・高度化を図るとともに、納税者利便の向上や外部事務（調査・徴収事務）の充実・高度化を目指し、「税務署事務処理センター」を設置して複数の税務署（対象署）の内部事務（※）を集約処理する「内部事務のセンター化」の試行に取り組んでおります。

令和3年7月からは、「税務署事務処理センター」を「東京国税局業務センター」（仮称）に改称し、国税局の組織とするなど組織の体制を変更した上で、一部の税務署を対象とした「内部事務のセンター化」を実施します（実施状況は別紙のとおり）。

（※） 内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容等についての照会文書の発送などの事務をいいます。

ご留意いただきたい事項

- 「内部事務のセンター化」の対象となっている税務署（対象署）に別紙に記載の開始時期以降に申告書、申請書等を提出される場合は、次のとおり御対応いただきますようをお願いいたします。
 - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、郵送でセンターへ送付願います。
- 書面の申告書・申請書等をセンターへ直接持ち込むことはできません。
- 「内部事務のセンター化」は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありませんが、内部事務を処理するため、納税者や税理士の皆様に対し、センターから電話や文書により問合せをさせていただくことがございます。なお、センターから送付する文書によっては、行政指導の責任者が国税局長となる場合がございます。
- センターでは電話による税務相談や申告書、申請書等の用紙の送付は行っておりませんので、電話相談センター又は所轄税務署にお問合せください。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。
- 令和3年7月からは、酒税関係事務についても「内部事務のセンター化」を実施します。また、令和3年5月から、甲府事務処理センターにおいて、酒税関係事務の試行を開始することとしております。

東京国税局業務センター（仮称）の設置場所及び対象署等

名称（仮称）	開始時期	センター設置場所	対象署
東京国税局業務センター	平成29年10月	〒110-8655 東京都台東区池之端 1丁目2番22号 <u>上野合同庁舎</u>	小石川・本郷・東京上野・ 浅草・本所・向島
東京国税局業務センター 渋谷分室	平成30年7月	〒150-8060 東京都渋谷区宇田川町 1番10号 <u>渋谷地方合同庁舎</u>	渋谷
東京国税局業務センター 甲府分室	令和元年10月	〒400-8541 山梨県甲府市丸の内 1丁目1番18号 <u>甲府合同庁舎</u>	甲府・山梨・大月・鰍沢
東京国税局業務センター <u>芝分室</u>	<u>令和3年7月</u>	〒108-8412 <u>東京都港区芝</u> 5丁目8番1号	芝
東京国税局業務センター <u>武藏府中分室^(※1)</u>	<u>令和3年7月</u>	〒183-8510 <u>東京都府中市本町</u> 4丁目2番地	武藏府中・日野
東京国税局業務センター 横浜南分室	<u>令和3年10月</u>	〒236-8550 ^(※4) <u>神奈川県横浜市金沢区</u> 並木3丁目2番9号	横浜中・横浜南
東京国税局業務センター <u>千葉西分室^(※2)</u>	<u>令和3年12月^(※3)</u>	〒262-8502 ^(※4) <u>千葉県千葉市花見川区</u> 武石町1丁目520番地	千葉東・千葉西
東京国税局業務センター 浅草分室	平成30年7月	浅草署内	全署（法人課税事務）
東京国税局業務センター 荻窪分室	令和元年10月	荻窪署内	全署（資産課税事務）

※ 1 「対象署」欄記載の対象署以外に全署（個人課税事務）を対象とした行政指導事務等の集約処理を担当するセンターを示す。

2 「対象署」欄記載の対象署以外に全署（資料情報事務）を対象とした行政指導事務等の集約処理を担当するセンターを示す。

3 全署（資料情報事務）を対象とした行政指導事務等の集約処理を担当するセンターについては、令和3年7月から東京国税局業務センター千葉西分室として業務を実施します。

4 郵便番号について、現在、個別郵便番号の取得請求を行っております。

5 網掛は、行政指導事務等の集約処理のみを担当するセンターを示す。

6 下線は、令和3年7月以降に新たに追加するセンター及び対象署を示す。